

令和6年度第1回我孫子市男女共同参画審議会 会議概要

1. 会議の名称 令和6年度第1回我孫子市男女共同参画審議会
2. 開催日時 令和6年7月29日(月)14:00~15:30
3. 開催場所 我孫子市役所議会棟議長応接室
4. 出席者 (委員) 齋藤美重子、土屋耕平、佐竹礼子、小林仁、加瀬史仁、小嶋史樹、松下はる江、寺内大輔、角倉千津子、室井宏之、片岡綾、向美乃里
以上12名
(事務局)小池市民協働推進課長、三浦男女共同参画室長、大島
5. 欠席者 (委員) 横山洋人、以上1名
6. 傍聴人 1名(発言なし)
7. 議題 (1) 我孫子市第3次男女共同参画プランの推進について
(2) 我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入について
(3) その他

8. 会議の概要

■会長・副会長の互選について

我孫子市男女共同参画条例第7条により、委員の互選により選出し、会長に齋藤委員、副会長に佐竹委員が選出された。

■議題1 我孫子市第3次男女共同参画プランの推進について

<事務局からの説明>

現在進行中の「我孫子市第3次男女共同参画プラン」を提示し、これまでの経緯を報告した。特に昨年度当審議会における中間見直しの結果、改定は行わず現状プランで推進していくこと、ただし今年度から改定の準備を進め、計画期間の10年を待たずに第4次プラン策定を視野に入れていくことに決定した旨、説明した。

<委員からの意見とそれに対する事務局からの回答>

(寺内委員) 男女共同参画というのは男女共同で分け隔てなく、色々なことを一緒にやっていくというイメージだったが、男女共同参画プランをみると女性のことだけのようである。男性についてはどうなのか。また、男性・女性ばかりでなく、LGBTなど多様性について対応しているのか。

(事務局) 男性に比べ、社会の様々な分野では女性に不平等な扱いが多く、まずはそれを是正していこうという計画であるので、初めて計画を読むと「女性」という言葉が目立つということはあると思う。しかし、本プランには男性職員の育児休暇の取得促進など、男性に対する具体的な事業も掲げており、男女双方の取り組みをして結果的に男女が平等になると考えていただければと思う。また、本プランに「多様性を認め合う地域を目指す」ということも掲げており、今後は

さらに多様性に対応した事業についても進めていきたい。

(片岡委員) 多様性という観点から、外国人への対応について述べたい。最近、我孫子駅前の英語表記による禁煙表示看板が外国人に対して不適切ではないかという話を聞き、確認したところ実際自分もそのように感じた。外国人住民に対しても配慮してほしい。

(事務局) 外国人に対しては、市のホームページの多言語を進め、また市民協働推進課の業務の中では、自治会の案内パンフレットを多言語で作成し居住する外国人に自治会やゴミ出しの説明をした例もある。交流の面では、企画政策課が我孫子市国際交流協会と一緒に取り組んでいる。本プランにも「在住外国人の支援」を掲げているところである。指摘の看板については、担当課に問い合わせ対応したい。

(小林委員) 性的少数者、外国の方、その前に女性のことばかり書いてあるという話があったことについて。そういった人たちを同じ土台、スタートラインに立てるようにすることが、男女共同参画だと思っている。困っている人たちがどこで声をあげていいのかわからないでいる状況を知り、情報共有し、それに対して何ができるか考えていきたい。ただ、そういった人たちに寄り添いたいと考えても、普段の生活の中ではなかなか気づかないこともある。ここで色々みなさんの話を聞きながら気づいていきたい。

(斎藤委員) なかなか声をあげづらいという状況もある。多分外国の方も、日本語が不自由であれば声をあげるのは難しいし、そもそもどこにどう伝えていいかわからないということも考えられる。私もヤングケアラーの研究をしている中で、困っているのに自ら声を上げないでいる子どもたちの存在に気づくことがある。表に出して言うてはいけないといった、同調圧力みたいなものが社会にはあるのかもしれない。声をあげていく教育とか、意見表明権とか、子どもの人権を伝えていくことも必要と考える。

(角倉委員) 学校現場にいる立場からも、確かにそういう声は上がりづらいと感じている。教師として、子どもの表情や服装などから、小さな変化を見逃さないようにしていこうと話している。また一方で、子どもたちにも、話しても大丈夫だよという安心感を与える環境を作っていかなくてはと考えている。

(加瀬委員) 声を上げづらいということもあるが、それ以前に本人が気づいていない。自分が実際にどういう立場にあるか、気づくことができないのではないかと感じることもある。そういった状況を顕在化させるにはどうしたらいいのか、皆さんと一緒に考えていきたい。

(土屋委員) 大学で教育に携わっている立場として、やはり男女のバランスが大切だと感じる。本学は男子学生が多く、場合によってはゼミなど全員男子学生という中で、公務員の男女比の問題を取り上げることもあるが、果たして本人たちがどこまで自分のこととして、当事者として認識してくれるのかと思う。やはり男女一緒に学んで議論できることが必要だと感じる。

(室井委員) 先ほど男女共同参画は女性向けばかりに見えるという話があったが、男女平等というのは目指すポイントであり、平等にたどり着くまでは、重点的にどうしても女性の方に力をいれていくことは重要だと思う。そして男性自身もそのことを意識していけるようにするのが、男女共同参画の進めていくところかと思う。

■議題2 我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入について

<事務局からの説明>

市では、すべての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入に向け、準備を進めているところであり、現時点での制度の概要と、今後の予定について説明した。

《制度概要》 同性同士など、法的に婚姻関係を結べない方たちが「パートナーであること」を市に届出をし、市が届出を受理したことを証明するもの。届出者に未成年の実子または養子がいる場合は、その子を含めてファミリーシップの関係であることを届け出することも可能とする。

《定義》 パートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者の関係」、ファミリーシップとは、「パートナーシップにある2者と双方又は一方の未成年の子（実子又は養子）を含む社会生活関係」とする。

《届出要件》 次の(1)から(5)のいずれにも該当する方。(6)については、ファミリーシップの届出の際の子どもについて定めており、15歳以上の子にあっては、ファミリーシップの届出をすることに同意をしていることを求めている。

(1)成年であること

(2)我孫子市民であること、又は我孫子市へ転入予定であること（双方とも本市に住所を有している、又は一方が本市に住所を有している、又は双方とも本市に住所を有していないが、3か月以内に本市に転入予定であること）。

(3)配偶者がいないこと。

(4)届出をしようとする方以外とパートナーシップを形成していないこと。

(5)民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士でないこと。

(6)ファミリーシップの届出の場合は、双方又は一方の方に未成年の子（実子又は養子）がいること。

《制度開始》 令和7年1月中を予定。

《届出によって利用可能となるサービスの例》 行政サービスとしては「市営住宅の入居申し込み」、「申出により住民票の続柄を「縁故者」に変更」等。

<委員からの意見とそれに対する事務局からの回答>

（小林委員）ファミリーシップの届出について、15歳以上の子は同意が必要とのことであるがなぜ、15歳以上なのか。たとえば12、13歳で親の相手が嫌だと思っても声を出せないということになるのが心配。

（事務局）養子縁組をする際、養子となる子の年齢が15歳未満であれば、親権者など養子の法定代理人が養子に代わって養子縁組の合意を行うこととされているが、15歳以上であれば子ども本人の承諾により養子縁組を結ぶことができることから、同じ年齢から本人の同意を求めるととした。届出書は全員の意思の確認のもと提出されているという前提であり、また、15歳になれば、自分自身の意思で抜けることもできる。

（加瀬委員）入院時の面会や病状説明など、相続問題などについてはどうか。

(事務局) 病院の面会や病状説明などで、当事者には良くても、当事者の子どもなど、周囲の人が快く思わない場合、何を根拠に認めたのかと、病院が責められることが考えられる。病院としての守秘義務から、対応は全てそれぞれの病院の判断になる。あくまで現行法のなかで対応可能な範囲となるので、市としては、患者の同意があれば、病状の説明の際の立ち合いや面会などに対応いただきたいという依頼の形で調整している。

(佐竹委員) 患者の同意といっても、患者自身が意思表示できない状況も当然あるわけで、そういう時こそ問題になるのだと思うが、病院によってケースバイケースなのは仕方ないのかもしれない。

(事務局) この制度は婚姻制度と異なり法的権限を付与するものではないため、あくまで病院側の運用にお任せするしかない。

(斎藤委員) 面会謝絶という時に、本当に大事な人なのに病室に入れられないというのではなく、パートナーシップ制度があれば、病院によっては認めてくれるのなら、ないよりはあった方がいい、それくらいの制度ということかもしれない。

(事務局) 公営住宅の入居要件や、民間では金融機関での住宅ローンなど、届出受理証明書等の提示により利用可能になるサービスも増えてきている。

(室井委員) 届出をした後、やっぱりやめるという場合のような、届出を解消する場合はどうなるのか。

(事務局) パートナーシップの関係でなくなった場合やお二人とも我孫子市民でなくなった場合は、廃止届を出してもらうことになる。ファミリーシップに関しては先程の話にもあったとおり、15歳以上になったら、記載事項変更届の提出により、希望により自分の名前を削除することができる。

(室井委員) 婚姻届と異なり、パートナーシップ廃止届を出した直後に、別の方との届出を出すということも可能なのか。

(事務局) 届出時点で他の方とのパートナーシップ関係がなく要件に該当すれば、可能である。

(土屋委員) 手続きについて、決まっている範囲で教えていただきたい。東京都ではオンライン手続きができるとか、自治体によっては個室を用意して相談を受け付けるとか聞いているが。

(事務局) あくまで予定であるが、現在想定している流れを説明する。まず、事前に届出をする日時と場所の予約をしてもらう。場所は、個室または市役所市民課の戸籍届出窓口のいずれかを選択してもらう。市民課窓口の場合はパーティションしかないオープンな場所である旨、説明を加える。当日は必要書類を添えて届出をし、職員が内容等を確認したうえで受理する。2人揃ってきていただくことが原則で、対面でヒアリングを行う。その後、届出書を受理した旨の証明書及び証明カードを発行する。対面では申請しづらい人もいるとは思いますが、お一人お一人にそれぞれ、その場での意思確認をすることを原則としているので、今のところ、対面方式をとりたいと考えている。

■議題3 その他

<事務局からの説明>

今年度実施済みの事業として、6月に実施した男女共同参画月間について報告をした。広報あびこ6月1日号の掲載、男女共同参画キーワードアンケート、講演会の開催、図書館とあびこショッピングプラザでの企画展示、横断幕の配布など。

<委員からの意見とそれに対する事務局からの回答>

(小林) キーワードアンケートの結果は出ているか。

(事務局) 集計中でもう少しお時間をいただきたい、結果は委員に報告し、ホームページで公開する。

(片岡) DV相談カードについてトイレに設置するというのはどうか。また子ども食堂やフードドライブでの設置はどうか。

(事務局) トイレの洗面台付近は湿気によりカードの汚損がひどいうえ、管理がしづらいため、設置を見合わせている。子ども食堂やフードドライブは、担当課と相談して検討していく。

ほかに意見なく、議事終了。閉会